

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松伏町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.3%
全職員	71.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	96.3%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	88.3%
26～30年	88.7%
21～25年	86.2%
16～20年	110.1%
11～15年	79.9%
6～10年	94.5%
1～5年	93.3%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、パートタイム会計年度任用職員は、任期の定めのない常勤職員の年間勤務時間 2015 時間（週 38.75 時間×52 週）を用いて換算して算出した。例：4 月から翌 3 月までの実勤務時間が 1397.25 時間の場合→0.69 月・人

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数の情報

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。